

生活やものづくりの学びネットワーク会則 新旧対照表

(9月の総会で提案予定の改定案です)

【新】	【旧】
<p>第1条 (名称) 本会は、生活やものづくりの学びネットワークと称する。</p>	<p>第1条 (名称) 本ネットワークは、生活やものづくり学びネットワークと称する。</p>
<p>第2条 (目的) 本会は、保護者、子ども、地域住民、教育関係者、マスメディア、教育行政関係者、政治家等に、広く働きかけ、この学びの意義について理解を得る活動を通して小・中・高等学校における、生活やものづくりに必要な学びの充実をはかるとを目的とする。</p>	<p>第2条 (目的) 本ネットワークは、保護者・子ども・地域住民・教育関係者・マスメディア・教育行政関係者等に、広く働きかけ、この学びの意義について理解を得る活動を通して小・中・高等学校における、生活やものづくりに必要な学びの充実をはかるとを目的とする。</p>
<p>第3条 (会員) ① 会員は、正会員と子ども会員からなる。 ② 正会員は、上記の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出し、その年度の会費を納入した個人(正会員・個人)並びに団体(含む企業) [正会員・団体]とする。 ③ 子ども会員は、上記の目的に賛同し、年度毎に子ども会員申込書を提出した19歳未満の個人とする。</p>	<p>第3条 (会員) ① 会員は、正会員と子ども会員からなる。 ② 正会員は、上記の目的を積極的に推進する参加者で、規定の会費を納入する個人及び団体(含む企業)とする。 ③ 子ども会員は、上記の目的に賛同する19歳未満の個人とする。</p>
<p>第4条 (後援) 後援者は、上記の目的を推進するために規定の後援費を納入し、活動を支援する団体(含む企業)とする。</p>	<p>第4条 (後援) 後援者は、上記の目的を推進するための援助を行う規定の会費を納入する団体(含む企業)とする。</p>
<p>第5条 (年会費、後援費、寄付金) ① 入会金は無料とする。 ② 年会費(4月1日～翌年の3月31日)および後援費は当分の間、以下の通りとする。 正会員・個人 年会費・・・1,000円 正会員・団体 年会費・・・一口5,000円 子ども会員 年会費・・・無料 後援費・・・一口5,000円 ③ 寄付金は正会員、子ども会員、後援者、その他賛同者から任意に受け付ける。</p>	<p>第5条 (会費・後援費) 本ネットワークの入会は所定の申し込み書を提出し、入会年度(4月1日から3月31日)の会費を納入したものとする。 ② 正会員および後援費は当分の間、以下の通りとする。 個人・・・一口1,000円以上 団体(含む企業)・・・一口5,000円以上 ③ 子ども会員の会費は無料とする。</p>
<p>第6条 (会の活動) 会員相互および保護者・地域住民等の協力を得ながら、次の活動等を行う。 1) 学習・情報交換、啓発・宣伝活動等の活動を行う。 ① 学校や教育課程の在り方などについて学習と意見を深め、生活やものづくりに必要な学びを充実させるなどの活動を行う。 ② 生活やものづくりに関する授業実践を充実させるために、学習、交流、情報交換の小集会などの活動を行う。 ③ 上記①と②の活動はマスメディア等に公開するなど広報活動に努める。 2) 本ネットワークへの参加者の対象を広げ、会員を増やす。 3) 生活やものづくりの学びを充実させるために必要なロビー活動等を行う。</p>	<p>第6条 (会の活動) 会員相互および保護者・地域住民等の協力を得ながら、次の活動等を行う。 1) 学習・情報交換・啓発・宣伝活動等の活動を行う。 ① 学校や教育課程の在り方などについて学習と意見を深め、生活やものづくりに必要な学びを充実させることについて小集会を開く。 ② 生活やものづくりに関する授業実践を充実させるために、学習、交流、情報交換などの小集会を開く。 ③ 上記①と②の活動はマスメディア等での報道の協力を得よう努める。 2) 本ネットワークへの参加者の対象を広げ、会員を増やす。 3) 生活やものづくりの学びを充実させるために必要なロビー活動等を行う。</p>
<p>第7条 (組織・運営) 1) 総会は正会員・子ども会員から構成され、年1回以上開催し、活動方針や財務に関する決議など重要な案件について審議し、決定する。 2) 世話人会および世話人代表者会議 ① 世話人会は、世話人会が依頼した団体から推薦された各1名および個人で総会の承認を得た者から構成され、ネットワークの活動全般を立案し、執行のための審議を行い、活動を推進する。 ② 世話人は、当分の間、以下の団体に推薦を依頼する。家庭科教育研究者連盟、産業教育研究連盟、全国家庭科教育協会、日本家庭科教育学会、(社)日本家政学会、(社)日本家政学会、家政教育委員会、日本産業技術教育学会、日本消費者教育学会</p>	<p>第7条 (組織・運営) 1) 世話人会は、世話人会が依頼した団体から選出される各1名および個人から構成され、構成メンバーの間、以下の団体から選出される家庭科教育研究者連盟・産業教育研究連盟・全国家庭科教育協会・日本家庭科教育学会・(社)日本家政学会・(社)日本家政学会、家政教育委員会、日本産業技術教育学会、日本消費者教育学会から各1名を基礎とし、総会で承認を得る。</p>

③世話人代表者会議は、正・副（2名）の世話人代表者からなり、世話人会議の準備を行う。

3) 実行委員会

①世話人会から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た者により構成され、ネットワークの活動（第6条）の推進・実行を会員とともに行う。

②実行委員会は世話人会が召集し、活動を企画、実行する。

4) 事務局

①事務局は、世話人から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た事務局員により構成され、組織管理（名簿および財務管理、宣伝物の印刷、会員交流誌の発行等）、その他の事務を行う。

②事務局は、当分の間、以下に置く。

〒112-0012 東京都文京区大塚4-39-11

仲町YTビル3階

日本家庭科教育学会事務局気付

「生活やものづくりの学びネットワーク」事務局

5) 会計監査

会計監査は世話人会が推薦し総会で承認された者2名で構成し、財務の妥当性・適正性について監査を行う。

第8条（財務）

①本ネットワークの経費は、年会費、後援費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

②会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条（会則の改廃）

この会則の改廃は、総会の議を経て行う。

（付則）

2010年9月16日の設立総会で承認、施行する。  
2011年9月25日の総会で改正、ただちに施行する（名称変更）。

2012年9月30日の総会で改正、ただちに施行する。

2) 実行委員会

ネットワークの活動（第6条）の推進・実行を、会員とともに行う。

②実行委員会は、実行委員を希望する者または世話人から委託された者で、世話人会の承認を得る。

3) 事務局

組織管理（名簿および財務管理、宣伝物の印刷、会員交流誌の発行等）、その他の事務を行う。

②事務局員は、希望する者または世話人から委託された者で世話人会の承認を得る

第8条（会議）

1) 総会は全会員によって構成され、年1回開催し、本ネットワークの活動に関する方針や財務に関する決議や重要な案件について審議する。

2) 世話人会および世話人代表者会議は、世話人会は、会の活動の立案と執行のための審議を行う。世話人代表者会議は、正・副（2名）の世話人代表者からなり、世話人会議の準備を行う。

3) 実行委員会会議は、世話人が召集し、活動を交流し、執行をする。

第9条（財務）

本ネットワークの経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

②会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第10条（付則）

この会則の改廃は、総会の議を経て行う。

②この会則は、2011年9月25日の総会で承認され、ただちに施行する。